



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 東京コスモス電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 秀実
(コード番号：6772東証第二部)
問合せ先 執行役員管理本部総務部長
新井 誠次
電話番号 046-253-2111

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 経営のスピードアップと経営資源の効率化を図るため、現行定款 4 条（公告方法）につきまして、公告方法を変更するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結されることが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分発揮できるように、定款第 29 条（社外取締役の会社に対する責任の制限）及び定款第 41 条（社外監査役の会社に対する責任の制限）の規定を変更するものであります。
なお、定款第 29 条（社外取締役の会社に対する責任の制限）の改正に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更内容の日程

定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以上

別 紙

定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、やむをえない場合は、官報または日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(社外取締役の会社に対する責任の制限)</p> <p>第29条 当会社は、<u>社外取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外取締役との間に、会社法423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(社外監査役の会社に対する責任の制限)</p> <p>第41条 当会社は、<u>社外監査役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、<u>事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>

以上